



# 建築物と内装の意匠権 にどう対応するか

(一社) 日本コンストラクション・マネジメント協会  
関西支部

2020年度 法令部会セミナー

2021年3月2日

パネルディスカッション

# パネルディスカッションの流れ

- 1 パネラーとコーディネーターの紹介
- 2 登録意匠権の概観と感想
- 3 建築物や内装の意匠権にどう取り組むか
- 4 侵害のリスクヘッジ策
  - ① CMRの善管注意義務はどうなる
  - ② 意匠設計者(CMR、設計事務所、GCなど)や施工者(GCなど)は第三者の権利侵害の責任をどうする
  - ③ 発注者に責任はあるのか
  - ④ 侵害の場合の解決策
- 5 権利化で差別化、優位性は獲得できるのか
- 6 質疑応答

## 2 登録意匠権の概観と感想



## 2 登録意匠権の概観と感想

### ● 登録意匠権の概観と感想

2020.4.1以後出願～2021.2.17までの意匠公報掲載分

建築物および内装の登録意匠権データベースによる分類

[http://www.kmd-lo.net/ip\\_arch.html](http://www.kmd-lo.net/ip_arch.html)

A-1 建物 - 高層建築物等の登録意匠

A-2 組立て家屋 - 住宅等の登録意匠

A-3 組立て店舗 - ロードサイド店舗等の登録意匠

A-4 交通施設物 - 駅舎等の登録意匠

B 内装 - 内装の登録意匠

## 2 登録意匠権の概観と感想

### ● 登録意匠権の概観と感想

A-1 建物 - 高層建築物等の登録意匠 23件

#### (意匠権者)

① 大林組	14件
② ミサワホーム	3件
③ エア・ウォーター	3件(ただし、液化天然ガススタンド用組立家屋)
④ FORMOST	2件(ただし、医療用コンテナ)
⑤ ファーストリティリング	1件
合計 23件	

## 2 登録意匠権の概観と感想

### ● 登録意匠権の概観と感想

A-2 組立て家屋 - 住宅等の登録意匠 40件

(意匠権者)

① 積水ハウス	32件
② 大東建託	2件
③ アートホーム	2件
④ 玉家建設	2件
④ 住友林業	1件
⑤ 花田工務店	1件
合計	40件

## 2 登録意匠権の概観と感想

### ● 登録意匠権の概観と感想

#### A-3 組立て店舗 - ロードサイド店舗等の登録意匠 3件

(意匠権者)

① ニトリホールディングス 2件

② 桜珈琲 1件

合計3件

## 2 登録意匠権の概観と感想

- 登録意匠権の概観と感想

A-4 交通施設物 – 駅舎等の登録意匠 1件

(意匠権者)

東日本旅客鉄道 1件

## 2 登録意匠権の概観と感想

### ● 登録意匠権の概観と感想

#### B 内装 - 内装の登録意匠 18件

(意匠権者)

① オカムラ	7件
② カルチュア・コンビニエンス・クラブ	2件
③ エブリー	2件
④ 横河電機	2件
⑤ ミサワホーム	1件
⑥ くら寿司	1件
⑦ ファーストリテイリング	1件
⑧ パナソニックIPマネジメント	1件
⑨ 本名 勝	1件
合計 18件	

3

## 建築物や内装の意匠 にどう取り組むか



### 3 建築物や内装の意匠権 にどう取り組むか

- 現在の状況
  - 検討中
  - 出願・登録・ライセンス
- 今後どう取り組むべきか

## 4 侵害のリスクヘッジ



# 4 侵害のリスクヘッジ

## ● 侵害のリスク

第三者が有する建築物外観や内装デザインの意匠権を侵害した場合、以下のリスクを負う可能性がある。

### 1 差止請求(侵害予防、侵害停止、侵害組成物等廃棄請求)

#### ① 工事着工前や工事施工段階

当該建築物や内装のデザインの設計や施工内容の変更(設計、施工内容、スケジュール変更)

#### ② 工事完成後段階

当該建築物や内装のデザインを意匠権に抵触しないものに変更するか(変更工事)。変更できない場合は建築物や内装自体を取り壊し(解体工事)。ただし、多大な費用を要する場合など経済的負担が大きく実際的でない場合、裁判所は意匠権者の請求を認めない可能性がある?)

→ 基本的には、①の場合の設計変更費用や変更工事費用、②の場合の変更工事費用や解体による損害は、デザイン制作した設計事務所やCM会社が負担するのでは?

## 4 侵害のリスクヘッジ

### ● 侵害のリスク

#### 2 損害賠償請求

(a) 意匠権者の逸失利益（意匠権者が受注していれば得た利益）  
か、(b) 侵害者の利益（侵害者が得た利益）（※）を損害として賠償

（※）発注者（デベロッパーなど）の販売利益、ゼネコンの設計・施工利益、設計事務所の  
設計利益、CM会社のCM利益などが想定される



## 4 侵害のリスクヘッジ

### ① CMRの善管注意義務はどうなる

## 4 侵害のリスクヘッジ

### ① CMRの善管注意義務はどうなる

- CM会社が意匠デザインを創作する場合
- 設計事務所やゼネコンが意匠デザインを創作する場合



## 4 侵害のリスクヘッジ

② 意匠設計者（設計事務所やゼネコンなど）は第三者の権利侵害の責任をどうする

## 4 侵害のリスクヘッジ

② 意匠設計者(設計事務所やGCなど)は第三者の権利侵害の責任をどうする

- 建築設計業務委託契約約款に基づく責任
- 工事請負契約約款に基づく責任

## 4 侵害のリスクヘッジ

- 設計事務所又はゼネコンが意匠設計

### (1) 建築設計業務委託契約約款の責任

四会連合協定 建築設計・監理等委託契約約款

第13条(著作権等の保証)

「受託者は、設計業務又は調査・企画業務の遂行方法及び成果物につき、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「著作権等」という。）を侵害した場合、その第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。この場合において、委託者の指示につき委託者に過失あるときは、委託者は、その過失の割合に応じた負担をしなければならない。」

## 4 侵害のリスクヘッジ

- ゼネコンが施工

### (2) 工事請負契約約款の責任

民間連合協定 工事請負契約約款  
第7条(特許権等の使用)

「受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となっている工事材料、建築設備の機器、施工方法などを使用するときは、その使用に関するいっさいの責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建築設備の機器、施工方法などを指定した場合において、設計図書等に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。



## 4 侵害のリスクヘッジ

③ 発注者に責任はあるのか

## 4 侵害のリスクヘッジ

### ③ 発注者に責任はあるのか

- 意匠権者は建築物や内装を発注した発注者に対して差止や損害賠償請求してくる→対外的には発注者も責任を負う
- 発注者はその補填をCM会社、設計事務所、ゼネコンに転嫁できるか
- デベロッパーはどうか

# 4 侵害のリスクヘッジ

## ④ 侵害の場合の解決策

実際には、どのように解決する？妙案あるか？

- 設計や施工中の解決策

ライセンス供与？/意匠権譲り受け？ ダメなら 設計、施工の変更？

- 完成引渡後の解決策

ライセンス供与？/意匠権譲り受け？ ダメなら 変更or解体工事？

# 5

## 権利化で差別化、優位性 は獲得できるのか



## 5 権利化で差別化、優位性 は獲得できるのか

- 守るための権利化と攻めるための権利化
- 攻めるための権利化- 差別化や優位性の獲得  
につながるのか

# 5 権利化で差別化、優位性 は獲得できるのか

- 攻めるための権利化- 差別化や優位性の獲得につながるのか
  - ・ 対発注者との関係で、意匠権を保持できるか
  - ・ コンペ等のメリット
  - ・ 対外的アピール
  - ・ 登録意匠を利用した建築、内装案件の受注機会の増大
  - ・ ライセンス供与

# 6 質疑応答





ご清聴ありがとうございました。

-  弁護士・弁理士 釜田佳孝
-  06-6361-7113
-  kamada@kmd-lo.net
-  <http://www.kmd-lo.net>